



ISSN 0385-0838

第 165 号

発行所

亜細亜大学アジア研究所
東京都武蔵野市境 5-24-10
電話 0422 (54) 3111
郵便番号 180-8629

南シナ海仲裁裁判と九段線

大嶋 英 一

1. はじめに

「南シナ海の領有権問題」?!

本年 7 月南シナ海の問題をめぐってフィリピン(以下比と記す)が提訴した仲裁裁判で、中国がほぼ全面的に敗訴したことは記憶に新しい。しかし、仲裁裁判で何が争われたのかについては必ずしも正しく理解されていないようで、新聞等でもかなり怪しい報道が見受けられる。そこで本稿では、南シナ海をめぐる問題はどのようなものかを先ず明らかにし、次に仲裁裁判で争われた主要な論点のうち、いわゆる九段線の問題について中国内の主張を紹介すると共に海洋法上の妥当性について検討してみたい。

領土問題と海洋問題

一般に南シナ海の問題と言われているものは、南シナ海にある南沙諸島や西沙諸島などの領有権がどの国に帰属するののかという問題

すなわち領土問題と、南シナ海が海としてどのような法的地位を持ちそれによりのように境界線を引くのかという海洋問題の二つが絡まった複雑な問題である。領土問題と海洋問題は密接に関係しているものの本来両者は峻別して扱うべき問題であるが、中国国内ではこの二つの問題を区別しない傾向がある。その典型が中国の軍である。実際軍はしばしば「海洋国土」という言葉を使用するが、これには領海のみならず EEZ (排他的経済水域) と大陸棚が含まれる。EEZ や大陸棚で沿岸国に認められている権利は、主として天然資源の開発や利用を排他的に行えるという「主権的権利」であり、領土・領空・領海に対する国の主権に較べてはるかに制限されたものになっているが、海洋国土という名称は EEZ も大陸棚もすべて中国のものだというニュアンスを持っていて不適切な言葉である。

目次

- 南シナ海仲裁裁判と九段線 …… 大嶋 英 一 …… (1)
- 雲南からブルネイに生産をシフトするバイオジェニックス社―チャイナ・プラスワンの事例 …… 藤原 弘 …… (4)
- 議会選挙・新政府発足後のラオス …… 新谷 春乃 …… (6)
- 施光恒准教授の「英語化論」の考察(中) …… 野副 伸一 …… (8)
- 尊文撰武地獄朝鮮崔順実譚 …… 前川 恵司 …… (10)
- 「アジアの窓」孤独と人望 …… 奥田 聡 …… (12)

2. 仲裁裁判

国連海洋法条約と仲裁裁判

今回話題となった仲裁裁判は、比が国連海洋法条約に基づき中国を提訴したものである。国連海洋法条約は「海の憲法」と呼ばれる海洋法の集大成で、中国も比も同条約の締約国である。締約国の間で海洋をめぐる紛争がある場合には、同条約に基づき仲裁裁判を含む国際裁判に提訴できるが、訴えることができるのは同条約の解釈や適用に当たつての紛争に限られており、領土問題については訴えることができない。また、海洋の境界画定については国際裁判の対象から除外することを締約国は宣言することができ、中国はそのような宣言を行っている。

このように今回の仲裁は南シナ海の海洋問題のみを扱ったものであり、領土問題は除外さ

れている。その結果南シナ海の領土問題は今回の仲裁でも何ら解決していないのである。ただし、今回の仲裁は、中国が占拠している南沙諸島の7つの岩礁のうち3つは低潮高地(干潮時には海面上にあるが満潮時には海面下に没する土地)であると認定し、低潮高地はいかなる国の領土にもなり得ないとしたことから、これらの低潮高地について領土問題は(少なくとも法的には)存在しないこととなった。

何が争われたのか

比の訴えは4つのカテゴリーに分けられる。第一に、九段線内(筆者注:九段線については後述)の海域に国連海洋法条約で認められた以上の歴史の権利を主張することは無効。第二に、中比間で領有を争っているスカボロー礁及び南沙諸島(の一部)は、いずれも低潮高地又は岩であり、E E Z及び大陸棚を有さない。第三に、南シナ海において中国は、比が漁業、石油探査、航行、人工島の建設などの合法的な権利を行使することに干渉し、中国漁民による絶滅危惧種等の漁労を容認し、人工島の建設や埋立により海洋環境に著しい被害を与えた。第四に、仲裁裁判中にもかかわらず、中国が大規模人工島の建設と埋立等を行うことにより、紛争を拡大したこと。

中国は応訴せず―失敗の始まり

中国は、比の訴えは一見南沙諸島等の領有権問題を避けているように見えるが、実際は領有権もしくは海洋の境界画定と不可分の問題であるので、仲裁裁判所はそのような問題を扱うことはできない(管轄権がない)と主張して裁判をボイコットした。しかしこれは大きな失敗であった。仲裁裁判所は比の提起し

た問題のほとんどに管轄権を有すると判断したからである。裁判を欠席しても裁判の進行を妨げることはできず、中国は貴重な反論の機会を失ったのである。

仲裁裁判の結果

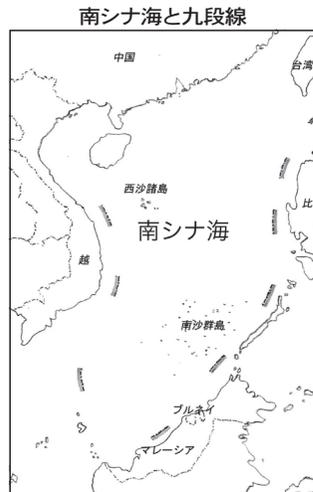
仲裁の結果は中国の全面敗訴となった。特に中国に衝撃を与えたと思われるのは、第一に、九段線内の歴史的権利を認めなかったこと、第二に、スカボロー礁及びすべての南沙諸島は低潮高地または岩でありいずれもE E Z、大陸棚を主張できないとしたこと、及び低潮高地は法的にはいかなる国の領土でもなく、(その位置に応じ)領海または大陸棚の法制度に服するものとしたことであった。その結果、1995年以降中国が占拠し最近大規模な埋立の行われたミスチーフ礁は比のE E Z及び大陸棚の一部を構成することになり、比の許可なしに中国が同礁を埋立て人工島を建設したことは比の主権的権利を侵害するものであるとされたのである。

3. 九段線

九段線とは南シナ海のほぼ全域をカバーするU字型に引かれた九つの破線で、その内側に西沙諸島、南沙諸島などをすべて含む。九段線は以前から中国が地図で使用していたが、それが具体的な法的意味を持つとは考えられていなかった。

九段線がにわかに注目されるようになったのは、2009年5月に中国が国連の大陸棚限界委員会に、九段線の内部の水域に中国が主権的権利と管轄権を有していると解釈できる口上書を提出してからである。口上書の関連部分は「中国は南シナ海の諸島およびその付属海域に対し争うことのできない主権を有しており、且つ関連海域及び

その海底及びその地下に対し主権的権利及び管轄権を有する(付図を見よ)」であり、九段線に一切触れないが、付図に九段線が書き入れられている。これに対し、インドネシアと比が、九段線は国際法上の根拠がないと批判した。



※ 2009年5月の中国口上書付図を元に筆者作成

管轄権の行使

中国政府は今まで、九段線の正確な位置(そもそもなぜ連続線ではなく破線なのかも含め)を示したこともなければ、九段線の中の海域で中国が具体的にどのような権利を有するののかも公式に示したことはない。にもかかわらず中国が(南沙諸島等の領有権に基づくのではなく)九段線に基づいて管轄権を實際に行っていると思われる例が近年増えてきたため紛争が起きたのである。仲裁裁判所は、中国が九段線内で自国の石油探査・開発鉱区を設定し、比の鉱区設定に抗議したことなどを、中国が九段線に基づき独自の権利(歴史的権利)を主張している例であろうと認定した。

九段線の法的性格―四つの解釈

中国はこれまで九段線の法的性格(九段線自身の性格と九段線内の海域の法的性格)について公

式には一切言及していないが、学者の間では主に以下の四つの解釈があると言われている。

(1) 歴史的水域説：歴史の権原 (Historic title) に基づき九段線内は中国の歴史的水域と主張するもの。この場合九段線内の水域は中国の内水又は領海となる。なぜ中国が歴史の権原を有するの十分な説明はされていない。このような主張をするのは台湾の学者に多いと言われている。

(2) 島嶼帰属線説：九段線内の島が中国の領土であることを示すもので、それ以上の意味はない。

(3) (近隣国との) 海洋境界線説：九段線内の島が中国の領土であることを示すと共に近隣諸国との海域の境界画定線でもあるというものであるが、九段線内の海域の法的地位については論者によって見方が異なる。

(4) 歴史の権利説：中国は九段線に関し以下の歴史の権利を有す。すなわち、九段線内の島、礁等に主権を有し、海域内の自然資源の利用に排他的権利を有する。一方、九段線内に他国の航行、上空飛行、海底電線の敷設などの自由を認める。要するに、中国は九段線内の全ての島や礁の領有権を有し、九段線内の海は中国の EEZ と大陸棚であると言っているのと実質的には同じである。

歴史の権利

中国は 1998 年に制定された「排他的経済水域と大陸棚法」で歴史の権利に初めて言及したが、どこでどのような内容の歴史の権利を有しているのかなど具体的なことには一切触れていない。

中国政府は仲裁判決が出た当日声明を發出し、その中で初めて「中国は南シナ海に歴史的

権利を有する」と表明したが、権利の内容については依然として明らかにしていない。

歴史の権利は本質的に無理な主張

中国の学者によれば、歴史の権利を主張するには以下の要件を満たす必要がある。第一に歴史の権利の内容が他国に対し明示的に示されること、第二に長期にわたりその権利を行使し続けること、第三に他国が承認するか少なくとも黙認することである。しかしながら、中国はそのいずれも満たしていない。このことは中国の学者も認めている。南シナ海で中国人が昔から漁業を行ってきたことを根拠にする学者もいるが、EEZ の概念が確立する以前の九段線内の海域はほとんどが公海であったので公海自由の原則が適用され、中国だけでなくいずれの国の漁民も漁業をすることが法的には可能であった。したがって、長期にわたり漁業をしてきたことをもって漁業に関し排他的な歴史の権利を主張することはできない。まして、九段線内の石油ガス開発については、中国は沿岸を除いて従来行ってこなかったのであるから、そもそも歴史の権利を主張する根拠がない。このように法的根拠のない主張を認めれば現行の海洋法秩序は壊れてしまう。だからこそ日本政府は南シナ海の海洋問題に関して中国の主張に強く反対しているのである。

九段線に関する中国の海洋法学者の著作を読むと、九段線内の海域に歴史の権利を主張するのは法的に困難であることを知りながら無理矢理主張しているように思える記述が散見される。

4. 結び—ゼロサムゲームと司法的解決

外交の目的は自国と相手国との間でウィン

ウインの関係をもたらす解を見つけることにある。自国にとっても 60 点以上、相手国にとっても 60 点以上の解を探すということである。経済問題などではそのような解が見つかることが多い。しかし、領土問題や海洋問題のようにゼロサムゲームに近い問題ではウィンウインの解が見当たらず外交的解決が困難な場合も少なくない。このような時に、戦争によらず問題を解決する方法が司法的解決である。残念ながらこれまでのところ中国は領土問題や海洋問題を司法的に解決することに非常に消極的である。

仲裁判決に対し、中国政府は判決を受け入れないとの声明を出した。しかし、仲裁裁判の決定は最終的なものであり拘束力を伴うので、もし中国がこの決定に従わなければ国連海洋法条約違反となる。

中国の王毅外相は、仲裁は「法律の衣をまとった政治的茶番」であると述べ、崔天凱駐米大使は「仲裁は紙屑」であると述べた。また、軍部は「中国が領土主権を譲歩すると期待するな」(海軍司令官)、「判決は軍隊に幻想を捨てさせた」(副参謀長)と述べるなど強硬な発言が相次いだ。中国共産党機関紙の人民日報は、比のみならず本件で中国に批判的な米国や日本を口汚く罵ったが、このような中国の反応は、中国が自国の解釈以外認めようとしないう身勝手な国家であるとの印象を与え、中国の国際的イメージを損なうものである。

本件判決を受けて今後中国が実際にどのような行動をとるかは、中国が国際秩序の擁護者になるのか、それとも力で国際秩序を変えようとする覇者の道を歩むのかの一つのメルクマールとなる。

(おおしま えいいち・星樫大学教授)

雲南からブルネイに生産をシフトする バイオジェニックス社―チャイナ・プラスワンの事例

藤原 弘

バイオジェニックス社は環境、医療関連製品の製

造販売、上下水道施設的设计、施工などの公共事業を中心にビジネスを展開していた企業の社内ベンチャーとして発足した。自社の特技である特殊水処理技術を活用して微細藻類の培養技術に應用し、公共事業依存からの脱皮を図るために、2004年に中国雲南省の昆明に進出した。同社は自然界で最も豊富に「アスタキサンチン」を含有する微細藻類「ヘマトコッカス藻」の大量培養システムを開発した会社である。アスタキサンチンは抗酸化作用、肌の老化発現抑制、眼精疲労、筋肉疲労、免疫機能の改善等の数々の有効性に関する論文が発表されており、世界の健康食品市場で注目されている素材である。バイオジェニックス社は昆明をアスタキサンチンの生産基地として活用してきたが、人件費をはじめとする生産コストの上昇、知的財産権の法的问题等さまざまな問題に直面し、生産拠点を昆明からブルネイへシフトする動きをみせている。今回は同社の代表取締役である渡部氏にチャイナ・プラスワンへの生産シフトに到った経緯に関しお話ししたので以下に紹介する。

〔昆明進出の条件―光と水と温度がポイント〕

昆明市は年間を通して平均気温が10℃～20℃の範囲で安定しており、微細藻類培養に必要な雨量と太陽光が十分にあるなど自然環境に恵まれている。同社は恵まれた自然環境を利用してヘマトコッカス藻を培養し、天然系アスタキサンチンを生産している。アスタキサンチンはカロテノイドの一種で、エビ、蟹等の甲殻類や鮭、イクラ、鯛などに多く含まれる赤橙色の色素であり、健康食品や化粧品原料として活用されている。同社にとりこのヘマトコッカス藻の生産工場の選択は大きな問題であった。アスタキサンチンの生合成に太陽光が不可欠なため、日射量の多いところが必要であるが、ヘマトコッカス藻は高温には弱く最高でも35度以下に抑えなくてはならない。進出にあたっては、雲南省をはじめベトナムなど周辺諸国を調査したが、最終的には標高2000メートルの高さを持ち気候が温暖で、日照量が多く、良質の水が豊富な雲南省の昆明市を選択した。

当社の工場用地面積は現在のところ3000平方メートル程度であるが、進出当初からほぼ

10年近くは約6万平方メートルの工場跡地を昆明鉄鋼集団からレンタルしていた。そのうちかなりの部分がヘマトコッカス藻の培養用地となっている。ヘマトコッカス藻を自社栽培している背景には農業はじめ、色々な物質が混入する可能性もあることから、自社内で開発したノウハウ・技術による培養生産で栽培することに徹底していたからである。最も重要な作業はこの工場内のフォトバイオリアクターの地でヘマトコッカス藻を栽培することであり、これを工場で加工して日本に送り、日本製の健康食品原料として日本をはじめ欧米市場、アジア市場に輸出している。

同社で培養時に収穫されるヘマトコッカス藻は生産ラインの加工工程にて検査、選別を行い、合格品のみを製品として出荷する。当然のことながら品質管理、品質検査にも相当の時間と労働力を投入している。

〔進む海外市場の多角化〕

このように品質管理に相当の時間とコストを投入している背景には、品質に厳しい日本の大手食品企業に製品を納品していることがその理由としてあげられる。当社の起源原料製品は日本の委託加工先で最終加工して健康食品原料や化粧品原料として、最近では日本企業だけでなく、欧米市場への輸出も活発化しており、今後とも当社の原料製品に対するニーズは拡大の方向に

あるそうだ。

同時に最近ではアジア市場での販売拡大にも注力しており、最近の売り上げのうち半分近くを中国市場が占めるとのことであるが、同社は商社経由で ASEAN 市場への販売も拡大しており、当社の製品の海外市場は多角化している。昆明空港は雲南省のハブ空港であり、ASEAN やインドなど周辺市場へのアクセスが便利であり、イスラム経済圏にも製品を供給することを検討していた。同社の経営状況をみると、生産コストの削減、在庫量の減少といった経営改善の明らかな兆しが見えだしたのは 4 年前からとのことであった。

昆明はバイオジェニック社にとり、アスタキサンチンのグローバル生産販売拠点であったが、それが当社の子会社「昆明白鷗微生物技術有限公司」のアスタキサンチン培養に関する実用新案件の出願事件が発生したために、昆明は中国市場向けに限定された生産・販売拠点を機能を縮小することとなった。同社は今後は昆明にかわりグローバルな生産機能をブルネイにシフトせざるをえなくなり、2016 年 7 月に三菱商事の協力のもと MC バイオテック社（三菱商事 93% 出資）設立と運営に協力している。

（知的財産権の裁判で勝利）

当社は雲南に進出して 12 年になるが、3、4 年ほど前から日本の本社での在庫がゼロにな

るなど原料製品の販売量は年々伸びている。そのため、ここ昆明の工場の生産はこのまま維持

して、今後はビジネス拡大をさらに進めるために、中国企業との合弁もかつては検討していたとのことである。しかし、経営が改善しているから昆明工場の生産拡大を行うという具合には、簡単には事が運ばないというのが現実だ。同社のような高級健康食品原料の生産技術及びノウハウは中国企業と合弁を行うとなると、その技術、ノウハウなどの知的財産権の保護が大きな問題となる。事実、日本の有名な国立大学を卒業した同社の中国人幹部社員はじめ 2 人の中国人スタッフが、同社の微細藻類の培養技術を中国企業へ横流したり、同社を退職して会社を設立し、その技術を活用してアスタキサンチンを製造し中国市場だけでなく、日本市場にも売り込んだとのことである。そのためバイオジェニック社は 2010 年に提訴し、2011 年に人民法院で勝訴したとのことであるが、問題はそれで終わった訳ではない。中国では裁判で勝訴しても、それで賠償金を被告側からとることは難しく、それを取り立てるためには今後とさらにお金と時間がかかるとのことであり、実際のところ被告側の元中国人幹部社員からは賠償金を徴収できる見込みは無い。中国の知的財産権の保護に関する法制度の運用と遵守に対する問題の深刻さが浮き彫りにされた次第である。

（雲南省の労働力に対する見方）

今回の知的財産権の漏出问题にからんだ中国人スタッフに対して渡部社長はきわめて厳しいコメントをされたが、雲南省の労働力に関しては極めて客観的な見解を持っている。

中国の沿海部の大都市で日中関係の悪化により、さまざまな反日行動が発生しているなかで、雲南省は概ね親日的であり、日系企業においてもストが発生することは無い。当社にも労組はあるが、進出後 10 年近くなるものの、ストは発生していない。労組の主要目標もストを起すことではなく、労災が発生したときに政府、企業から補償をとることに全力を挙げており、過激な行動はとらない。

当社の雲南大学（中国での順位は 50 位）、雲南師範大学（中国での順位は 200 位）卒業生の初任給について聞いたところ、2 千数百円程度とのことであり、沿海部の賃金レベルに比べればかなり安いといえる。

事実、昆明のバイオジェニック社は 2007 年に雲南師範大学を卒業した少数民族の女性の大半を採用している。この幹部社員の能力を評価して今後は本社での勤務を検討している。同社の中国人材を中国だけでなく、同社のグローバルなビジネス展開の枠組みのなかで国際的に活用する方向性を打ち出していることに注目したい。

（ふじわら ひろし・アジア企業経営研究会会長）

議会選挙・新政府発足後のラオス

新 谷 春 乃

実行力の高さに対する国民の期待

1月の人民革命党第10回党大会、3月の国民議会選挙を経て4月に成立した新政府は、様々な改革に邁進している。それらの改革は従来以上に徹底的に実施されており、国民からの期待も高い。ラオス政治に変化をもたらす新しい風となるか。

新政府を率いるのは、トーンルン・シースリット首相である。トーンルン首相は2001年の第7回党大会において中央委員と政治局員に選出され、ブンニャン・ウオラチット現党書記長が首相を務めた内閣で副首相兼計画・協力委員会委員長に選出された。第8回党大会以降は、副首相兼外務大臣に就任した。ラオスは今年ASEANの議長国を務め、国際社会からも注目される。一方で、財政赤字は深刻を極め、大規模な汚職問題が報告されている。経済開発と外交を率いてきたトーンルン首相は、就任早々山積する課題に強いリーダーシップで取り組んでいる。

トーンルン首相率いる新政府はラオスが抱える根の深い諸問題に大鈍を振っている。首相の確固たる改革姿勢は、5月に出された未加工木材の輸出全面禁止に関する首相令後の対応によって印象付けられた。

5月13日、首相令第15号「木材利用、木材輸送、木材関連ビジネスの管理と監督の強化」が発令された。同令は未加工木材の輸出を全面的に禁じたもので、その後開催された5月の政府月例会合では6月以降の国内での森林伐採も全面的に禁止することが発表された。違法伐採による森林減少が深刻化しているラオスにおいて、資源保全の観点で2015年に導入された輸出規制を大幅に厳格化したものと言えよう。

しかし、その直後の6月2日、カムヌアン県で14人のベトナム人乗客と違法木材を運んでいたバスが爆発し、8人が死亡する事件が発生した。バスは木材をベトナムへ密輸しようとしていた。このことに強い危機感を抱いた首相は、10日に全国の木材取引等に関わ

る行政担当者を集めた会議を実施、15日には首相自身がカムヌアン県を視察し、県当局へ厳重注意をした。7月1日にはカムヌアン県で木材密輸検査のために大使館と国際機関の車両を除くすべての車両を国境通過前に検査する旨を発表するなど、政策実施に対する徹底した姿勢を示した。8月以降は輸出制限の一部解除など、例外措置を出したものの、徹底した実行力を国民に印象付けており、新政府に対する期待は高まっている。

このように国民から高い期待が寄せられているトーンルン内閣は、財政面でも改革に乗り出している。新政府発足直前の3月、4つの県で総額7859億キップ（約9740万ドル）にのぼる60件の架空公共事業が発覚し、国民へ衝撃を与えた。翌月の国民議会では、2015-2016年の会計年度の上半期の歳入額が目標値の僅か30.6%であることが明らかとなり、政府予算は下方修正された。国家財政に対する不信や不安が募る中、新政府は無駄な支出や汚職を減らすために会計監査をさらに厳格化するとともに、8月には石油輸入の特別免税措置を廃止する決定を下した。この石油輸入に対する特別免税措置とは、投資促進法の下で開発プロジェクトに従事する事業者に対する優遇措置である。政府は、2016年5月までに1兆4900億キップ（1億7800万ドル相当）の燃油約14.9億リットルが免税され、過去の会計

年度における歳入不足の一原因であったと結論付けた。免税措置の問題に関してはこれまでも国民議会で指摘されてきたが、GDP比5%以内に収めてきた赤字予算は6.9%に膨れ上がり、長期的慢性赤字状態に陥る可能性が強まる中、トーンリン内閣によって抜本的見直しが必要とされた。その一方で、深刻な環境汚染を引き起こす鉱業プロジェクトに対する新規コンセンションの認可停止は継続され、大規模バナナプランテーションの新規コンセンションも停止するなど、闇雲に歳入確保に走っているわけではない。

ソーシャルメディアの利用と ホットライン開設ラッシュ

ここ数年来、政府はソーシャルメディアの動向に神経を尖らせてきた。昨年6月にポランド国籍のラオス人を反体制容疑で拘束したことに続き、フェイスブック上で党と政府を批判したとして、5月にタイに出稼ぎに出ている3人のラオス人を逮捕した。また10月に開会した第8期第2回国民議会ではラオス国内での報道にさらなる規制を課すメディア法の改正案が承認され、党批判を許さない姿勢を鮮明にした。

ソーシャルメディアは報道の自由に限界があるラオスにおいて、政府がマスメディアで伝えられない都合な情報を容易に拡散すると同時に、政府批判のアーリーナとして機能している。ソーシャルメディアが無視できない

政治アーリーナとなっていることは、社会問題への政府の対応を見ていると一目瞭然である。例えば、5月に高額の電気料金請求書が送付された問題を受けて、ソーシャルメディア内でこの問題への批判がヒートアップした。政府はこのことを深刻に受け止め、電力公社に対して十分な説明と即時解決を命じた。請求書問題が政府批判へと移行することを恐れての迅速な対応であった。さらに政府は電気料金の値下げを断行した。これらの対応は「Support Prime Minister Thongloun Sisoulith」という首相の意見、活動を紹介するフェイスブックアカウントで紹介され、1000件近いコメント（11月29日最終閲覧）が寄せられている。首相がソーシャルメディアを利用して発信し始めたことはこれまでの指導者とは一線を画している。国民はコメント機能を利用して意見を伝えることもできる。2000年代より国民議会にホットラインを設置して直接国民の声を吸い上げようという試みをしてきたラオスにおいて、さながら「首相ホットライン」の様相を呈している。

「首相ホットライン」に加えて、新政府発足以来、政府をはじめとして、様々な省庁が電話ホットラインを開設し、国民の不満の受け皿を細分化している。ソーシャルメディアを通して問題が拡散される前に、直接不満を吸い上げ、何らかの対応をすることで、政府批判が拡大しないような仕組みづくり

に腐心していると言える。

議長国としての役目を無事果たす

2016年のラオスは政治イベントの多い1年であった。新指導部の選出に加え、南シナ海問題が過熱する中で、国際社会から中国寄りで見られているラオスがASEAN議長国としていかにカジ取りをするのか、国際社会からの注目も集めた。2015年11月以降、ラオス国内で反政府派と目される集団が度々襲撃事件を起こし、5月には国軍との銃撃戦にもなっていた。そのため特にサミット開催中は警戒態勢を敷き、徹底した治安対策で様々な国の要人を迎えた。7月のASEAN外相会議では南シナ海問題で共同声明発表を1日延期する事態になったものの、9月のASEANサミットでは共同宣言を無事まとめ上げ、議長国としての役目を果たした。新政府は外交面でも好調な出だしを切ったと言える。

トーンリン内閣が打ち出した新たな旋風への評価は諸政策の結果が出てくる来年以降となる。国立経済研究所を省庁レベルへ格上げするなど、科学研究重視の姿勢を鮮明にだし、場当たりの政策への危機感も抱いているようだ。国民の高い期待に応え続けられるのか、新政府の手腕が試されている。

（しんたに はるの・アジア経済研究所
リサーチアソシエイト）

施光恒教授の「英語化論」の考察(中)

野 副 伸 一

(前号よりつづく)

2. 国語力の維持が重要

第二のポイントとして、日本は英語化の弊害にどう対処していくべきかを見ておきたい。英語化が日本に何をもちたらずかは、上述の内容から明らかであろう。では日本はそれにどう対処していけばよいのであろうか。著者は「本来、とくに人間の可能性は母語の中にこそ最大化します。どんな上手でも日本人にとって英語は外国語です。外国語である以上、英語で日本語より深い思考をすることはできない」と述べている。この点で興味深いのは、ノーベル物理学賞を2008年受賞した益川敏英教授の話が引用している点である。教授は中国や韓国の研究者から「どうして日本だけが次々と受賞者を輩出できるのか」と尋ねられ、「日本人は母国語で専門書を読むことができるからだ」と思い当たったと話している。思い当たったという表現には、当初どう答えたら良いのか分からなかったが、思考を重ねることにより、何がポイントであるかに気が付いたということである。即ち日本語⇄洗練

された国語力があつたからこそ、ノーベル賞受賞者に日本人が多くなったということ。これは極めて重要なポイントである。

日本は今後どう対応して行くべきであろうか。著者は雑誌との対談で、司会者が「グローバル人材を育成して世界に打って出るとか、グローバル化は時代の流れというのは詭弁であるのですね」との問いかけに、「グローバル化や英語化は、米英の国際戦略である。…私たち日本人は米英主導のグローバル化とは距離を置いて、日本の独自性を守りながら、様々な言語が共存できる世界をめざすべきである。…その為にも日本はまず英語化政策を食い止める必要がある(注8)と述べている。

問題は、著者の問題認識に対し、グローバル化論者がそれを正しく認識し、早急な英語化政策の推進に弊害があることを十分に弁えていくことであろう。この点の認識がしっかりとしている限り、著者の憂慮や懸念は回避できるのではないだろうか。この点で、教育現場でこの問題に取り組んで言う人がどう見ているのか関心を持っていたところ、偶々筆者

(野副)は新聞のスクラップの中から興味深い記事を見つけた。その記事は山極寿一京都大学学長日経とのインタビューであった。(注9) 山極学長は、「学生をどうグローバル人材に育てますか」との問いに対し、「学生には春、夏の休暇中にどんどん海外に短期留学させ、国際感覚を身に付けさせたい。だが、英会話の習得が大学4年間の目標で終わってしまうようでは駄目だ。英語は習得する必要があるが、たかが言葉だ。ツールの一つでしかない。重要なのは大学4年間で考える力をしっかりと身につけることだ。それには日本語で考えるのが一番だ。日本の大学はこれまで高度な高等教育をし、海外のあらゆる研究成果を日本語に訳し、自国語で研究。教育を高める学術を確立した。だからノーベル賞も相次いでいる。英語で考えることをやっても教養や思考力はさして深まらない」と述べている。このような山極学長の発言は、正に著者が心配し、警告して来た点、即ち英語化による日本人の知的レベルの低下、それによる国力の枯渇をよく踏まえたものであった。

著者にとって見れば、英語力の向上と学術や経済力の向上とを結びつける発想自体が間違っていることは多くの途上国の現実が示している。益川教授の発言は、日本語の資料だけを使ってもノーベル賞が取れるだけの研究が出来るということが重要なのである。一国の言語が語彙力、表現力、翻訳力等で優れていることは、その国の知的レベル、さらに国

力のレベルを押し上げていくものである。その意味で、日本語は今後も大いに磨かれて行かなくてはならないだろう。その意味で言うと、英語化というグローバル化への圧力は、日本語を内にこもらせるのではなく、外との競争をしのがせる、良い機会と刺戟を提供することになる。その意味で英語化やグローバル化は肯定的にも評価できよう。要は、日本人の対応如何にあるということだ。

3. 専門科目や教養科目の重視

第三のポイントとして、筆者が指摘しておきたい点は、文科省による外国語重視の結果、教養科目や専門科目が相対的に冷遇されて来た点である。昨年(2015年)6月にも文科相の国立大学人文社会学系学部の廃止を含む改組を求める「通知」が話題となった。著者の問題意識の中では、この点と関連した記述はない。しかし筆者としては英語化の問題とも関連して重要な点でもあり、敢えて触れておきたい。

この点と関連して、筆者がよく思い出す新聞記事がある。50年近く前の古い話であるが、紹介しておきたい。その記事はコロラド大学教授と名乗る日本人教授がわざわざ米国から日本の新聞に投稿して来たもので、内容が極めて興味深かったためか、新聞社(毎日新聞と思われる)としてもその扱いに神経を使い、囲み記事として特別扱いをしていた。投書の内容は、大宗以下の通りである。

「最近日本から来る留学生は以前の学生より英会話ができるか上手になってきているが、話す内容が極めてお粗末で、知的レベルの低下が著しい。その原因は文部省が専門科目や教養科目の時間を削り、その代わりに英会話の時間を増やした結果ではないかと見られる。日本人は国際化を履き間違えているようだ。外国語の習得は本人の自覚に任せれば良い。日本の高校や大学では学生に専門科目や教養科目をしっかり勉強させておかないと、日本人は国際競争に勝てないだろう」と強調していたのである。

正に、著者が心配していた英語力の向上と知的レベルの低下が留学先のアメリカでは疾うに起こっていたことがこの投書で分かる。それにも拘らず、文科省は専門科目や教養科目の軽視は相変わらずで、一向に改まる状況にはないようだ。

4. 聖書の土着語への翻訳が齎したものの

ところで、新書の内容の中で、筆者がとくに興味を引かれたことが2点あった。その第一が、宗教改革の一環として実施された聖書の「土着語」への翻訳が齎した影響のすさまじさであった。この翻訳事業の意味と影響は、中世ヨーロッパについて無知であった筆者を驚かすと共に、筆者が関心を持ってきた韓国の言語論争に新しい視角を提供するものであった。

中世ヨーロッパでは、ラテン語が「万国共通の普遍的言葉」として認識されていた。当時のヨーロッパには幾つもの王国が存在し、

政治的には分裂していたが、宗教的・文化的には一体だと言つて良い。カトリックは、ローマ教会を頂点とするキリスト教共同体を形成していた。ローマ教会はラテン語を公用語として扱い、聖書もラテン語で書かれたものを用いていた。15世紀の終わりまで、一部の例外を除けば、信仰や知を担い得る言語はラテン語でしかなかった。ラテン語が庶民を知らずの世界から排除していたのである。「教養のある人」とは、ラテン語が読み書きできる人を意味した(注10)

著者が描く中世ヨーロッパの世界は、漢文を「共通の普遍的言葉」として「朝貢」と「冊封」で結び付けられていた東アジアの中華世界を彷彿とさせるものがある(注11)。そこでは漢文に通じた両班(高級官僚層)が朝鮮の政治・経済を支配していたのである。世宗大王によるハングルの創製(1444年)はその漢文世界と鋭く対立したのである。

(次号につづく)

△注▽

8. 『月刊日本』2015年10月号p32。
9. 「京大生よ、日本語で考えよ」、山極京大学長とのインタビュウ。『日本経済新聞』2015年10月21日。
10. 新書。p48。
11. 茂木敏夫「愛容する近代東アジアの国際秩序」山川出版社、1994年4月。p4。

(のぞえ しんいち・アジア研究所嘱託研究員)

尊文攘武地獄朝鮮崔順実譚

前川 恵 司

リオ五輪が終わるや、獲得メダルが憎つき日本より二〇個も少なかったと、韓国マスコミは嘆きまくった。水泳は全滅。しかし、韓国の公務員の一人は、「当然」と冷静だった。

「だって韓国の小学校にはプールがないんです。で、ほとんどの子供がカナヅチ。泳ぎは大人になって覚える」

一四年のセウォル号事件では、船内放送で「じつとしていて」といわれるまま亡くなった高校生たちの多くが、泳げなかったと衝撃を与えた。翌年から小学校で水泳を教えようとなったところが、全国五九一三校で、プールは七六校しかなかった。プールなしでどうやって泳ぎを教えるのか。

「近隣の市総合運動場などの公営プールに行行って、教えてます。一回二時間は教えているようです」

と、彼は話していたが、知り合いの主婦はこう言っていた。

「教えてもらえるのは三年生以下。四年生以上は、町のスイミングプールに行くしかない。少ないスイミングスクールに申し込みが殺到

していて、講習料八万ウォン(八千円)を払って、順番を待ち続けるしかないのよ」

そもそも、小学校にプールがないのはどうしてか。「プールまで作るお金がなかったから。私たちが子供の頃は、漢江で泳いだからそれでよかった。いまは都会で泳げる川なんてないわ」

韓国メディアなどによると、プール一つの建設費が日本円で二億八千万円。全国の小学校全部に設置となると一兆六千億円強にもなる。全軍六五五千人の韓国軍の年間予算が三兆七千万円(十五年度)だ。右から左へ賄える額ではない。

「お金の問題だけではなかったですよ」

と、先の知人が教えてくれた。「プールが必要だと要望する父兄がいなかったから。だから、役所も作るうとしなかったわけです」

韓国と言えば、軍事独裁政権以来、才能のありそうな子を集め、特訓するエリートスポーツ教育で有名だが、普通の子は、親から勉強、勉強と追い立てられるばかり。スポーツを楽しませてやろうという親は、稀だ。

韓国サッカーはスタンド一体で燃えに燃え、とんでもない反日パフォーマンスで日本の嫌韓感情に火をつけてきたのは、ご承知の通り。だから、小学校の校庭でボールを追い回す子供も見かけ、少年サッカー熱も日本同様に相当なもの、思い込んでいた。ところが、主婦には、「何を言ってるの。親にすればボール一個買ってあげればいいから、みんなが遊んでいるだけよ。盛んとはいえないわ」

と、笑われた。実際十三年度で、プロのサッカー選手数は日本九七六人。韓国五五〇人だ。ところが、十八歳以下のアマチュアサッカー人口を見ると、日本約六三万人、韓国一万八千人。十八歳以上だと日本三〇万人、韓国一万二千人。サッカー部がある韓国高校は、一七〇校前後しかない。

野球も同じ。十五年で、日本高等学校野球連盟加盟の高校硬式野球部は全国で四〇二二校、部員約十七万人。韓国では、六七校約二千四百人。ケタが違う。どうしてか。主婦はこう続けた。「高校時代にスポーツをするかどうかは、韓国では生涯を賭けた大変な選択だわ。高校の運動部はもうプロ予備軍で、野球をやりながら、普通の大学を目指すなんて無理な話。野球が学業かの二者択一しかないの」

そうなるのは、「実業団チームが日本のようにはたくさんない

からです。プロになれなかったらもう、行き場がない」

と、大学教授が教えてくれた。スポーツ人口のすそ野が広がらないのも、始めたら最後、ひたすらプロ選手を目指すしかない単線構造のためだ。運動部に入った生徒の親たちが必死の形相のグラウンドパパ・ママになるのも仕方がないだろう。父兄たちが元プロとかをコーチに雇うケースも多いようだ。

「負けが続けば、親たちからなじられ、容赦なくお払い箱にされる」と、韓国のスポーツ関係者が話していた。

日本では、「体育会推薦」という言葉は今も死語でない。ずうっと補欠選手で過ごし、厳しい練習に耐え、目標に向かい続けた姿勢を評価する企業が多いからだ。知人の超有名大学の名誉教授にその話をすると、「運動部推薦で普通の就職をするなんて、韓国の大学では聞いたことはないです」と、話していた。

「韓国企業の採用試験は昔からペーパーテストの成績一本槍です。面接が可否に関係するようになったのは、ここ十年、十五年ぐらいかな」そうになると、あちこちに面接指導の充実がウリの就職塾が登場したそうだ。

二〇一〇年代の韓国の社会問題のひとつが、青年失業率の高さだ。新卒の就職率もさんざんで、十四年は六四・五%（統計庁）。日本の

大学は、「就職超水河期」といわれた時代に、学生への個別指導を徹底して、就職活動を支援。就職率の高さを大学の看板に掲げるようになった。韓国ではどうか。

「大学は学問の場という気風が強く、ちゃんと就職できるまでの面倒を見るといって考えが希薄だった。名門大学の学生すら就職できないほど深刻な状況なので、いまは就職課を置く大学も増えましたが、企業のパンフレットを並べている程度です。中小企業などを推めたら、馬鹿にするなど学生が怒るだけだし」と、名誉教授は続けた。実際の就活具合を

知り合いの若手新聞記者に尋ねた。彼は名門中の名門ソウル大卒だ。

「企業の採用試験は四年の秋からです。どの企業でもTOEICなどが採用基準以上ならば、オープンで受けられます。しかし、失敗すれば、試験シーズンが短いから、それで終わり。私は、就職浪人を二年しました。たぶん、その程度は普通でしょう」

友人と二人で大学の図書館に通い、毎日十一時間も就職試験勉強をつづけたそうだ。その間の生活費だって馬鹿にならないだろうが。

「科挙を受けるのと変わらないですよ。日本の大学生と違うのは、韓国の若者には約二年間の兵役義務があることです。これをクリアしないと、就職へと進めません。就職してから軍隊に行くわけにもいきません。私

は三年が終わってから軍隊に行きました。大企業は採用者を減らしていますから、就職は年々、厳しくなっています」

韓国の新聞に、サムスンの採用試験に一〇万人が応募した、という記事などが出ていた。四年制大学の学生は全国で一学年六〇数万人見当だが、韓国有名企業の就職試験合格率は何百倍だそうだ。その一方で、コネ組や、親が勤めている大企業に「世襲入社」組など、別枠採用がはびこっているあたりも、さながら科挙の世界と同じだ。兵役義務を果たさない権力者らの子息の話も尽きない。

韓国を揺るがす崔順実事件でも、馬術競技選手の娘が朴槿恵大統領の威光を背に名門女子大に特待生で入学していたことが分かり、国民の怒りは爆発した。スポーツを楽しむこともできず、大学を卒業しても働き口も見つからず、恋愛も家庭を持つことも諦めざるを得ない現代の「常民」（平民）の若者たちが生んだ流行語が「ヘル朝鮮」だ。

「この国のどこに市民社会があるのだろうか」と大学三年生という一人は憤る。この事件で、韓国社会は李朝さながらのひどいままだと実感していた。「武」でも「文」でも単線社会。どこかで一休みは夢のまた夢。ただもう特急列車を見送り続けるしかない「恨」が各駅停車組の百万人デモに籠っていた。

（まえかわ けいじ・ジャーナリスト）

孤独と人望

韓国の朴槿恵大統領を巡る報道が日本でも盛んである。若いころからの知人、もつと正確に言えば、家族同然の親しい付き合いをしてきた人物に国政に関するよろず相談をしていたというのである。

大統領就任を控えて閣僚人事の構想を練っていた頃、朴槿恵は大統領選を支えた側近らら身辺に近寄らせずに秘密裏に人選を進め、「手帳人事」とも陰口された。そのせいか、指名予定者に対するいわゆる「身体検査」が十分とは言えなかったようだ。過去の言行がマスコミで指弾された指名予定者が次々と脱落していった。

この頃、朴槿恵が人事や政策について誰かに相談しているであろうとは思われていたが、かの朴正熙大統領の娘であるという毛並みの良さや、直近においても保守与党を切り盛りした彼女の手腕、そして何よりも新政権出帆という事情もあって、「手帳人事」についての世論の反応は鷹揚なものであった。だが、今思えばあの頃

に彼女が見ていたのは手帳ではなく、知人女性のようなものだ。性のない。

朴槿恵の人生は悲劇と波乱に満ちたものだ。20代代の若い時代に母が、次いで父が凶弾に倒れた。母の死後、



その霊が失意の朴槿恵の枕元に立ち、ある新興宗教指導者の名を挙げ、その者が助けてくれると告げたそうだ。この人物の娘がまさに冒頭で挙げた朴槿恵の知人である。やがて、強大な権力を一手に握る独裁者だった父も世を去り、周囲の人々は皆去った。そんな孤独な境遇にあった朴槿恵を新興宗教指導者とその娘は支え続けた。そして、朴槿恵の彼らに対する信認はさらに厚くなり、その娘との親交は現在に至るまで続いていたという訳である。

厳しい状況で自身を支えてくれた人に崇敬に近い感情を抱くことを責めることはできない。しかし、政治家を志し、国を代表するトップである大統領を目指すということになれば、支持者、協力者との対話を重ねる中で人望を獲得し、その人たちと人事や政策構想を共に語り合うべきだった。だが、彼女は孤独のつらさで生じた人間関係における強度の依存関係を断ち切れないまま、それを青瓦台にまで持ち込んでしまった。

政策資料や演説草稿の流出が問題となっていたが、そのようなことは多かれ少なかれ歴代政権でも有識者への諮問という形で行われていた。朴槿恵に決定的に足らなかつたのは人望だ。情報流出や知人女性を青瓦台に入りさせたという点と自体は軽微なミスだったが朴槿恵の人望のなさ故にこれが民衆の怒りと呼んだ。孤独は人の自由を奪う。しかし、時には一國の進路をも危うくする。韓国での昨今の情勢をみてそのことを改めて強く思う。

(アジア研究所教授 奥田 聡)

✿ 研究所だより ✿

九月二十四日(土)に今年度第二回目となる当研究所のセミナー「アジアウォッチャー」を左記のとおり開催いたしました。

講師 大嶋 英一氏 (星槎大学教授)
テーマ 「中国の海洋政策と海洋法」

雨天にもかかわらず、九十八名の方々にご参加いただきました。講演では、南シナ海における「九段線」や国際仲裁裁判、中国の海洋政策の決定過程などに詳しく解説されました。

また、十一月二十六日(土)には第三回「アジアウォッチャー」を左記のとおり開催いたしました。

講師 夏目美詠子氏(国際貿易投資研究所客員研究員)
テーマ 「クーデター未遂のトルコ」:
「地域大国」はどこへ向かうのか?」

八十四名の方々にご参加いただきました。AKP政権の長期化と政権・軍・クルド人・ギョレン運動の四巴構造を背景とするクーデター未遂、シリア内戦との関係、その後の大粛清などについてわかりやすく解説されました。

アジア研究所は、アジア諸国の社会・文化を対象とする研究を進め、その成果を広く社会に還元しています。公開講座、セミナーを実施するほか、紀要、各種報告書、所報などの印刷媒体を発行しています。詳細は亜細亜大学ウェブページ (<http://www.asia-u.ac.jp>) をご覧いただくか、04222-3361-3172までお問い合わせください。